

項目	関係する法令等	提案	以前に協議した際の経緯	現状・課題・補足事項	前回の委員会の検討結果 ※議会改革検討委員会（令和 3～4 年）
(2) 市民参加の機会の拡充					
5 議会報告会について 〔提案理由〕 施行後 12 年が経過した議会基本条例について、第 13 条に規定されている定期的な見直しが行われておらず、理念と現状との乖離が懸念される。条例の実効性を確保するためには、客観的な検証と必要な改善を行う。早急に改善すべき項目は、<u>議会報告会</u>に関して、議長が必要と認めた場合となっているために、議会報告会が近年開催されておらず、市民への説明責任が十分に果たされていないという弊害に繋がっている。市民の議会活動への理解と参加意識を高めるために、<u>定期的な開催を行えるよう条文の改正を検討する</u>。その他明確に規定されていない「議員間討議」「政策立案能力の強化」「議会局の機能強化」などのテーマについても検討の必要がある。 〔概要説明〕 自己評価、第三者評価、市民参画型評価など、多面的な手法を取り入れ、これまでの運用実績と理念との整合性を検証し、必要な運用改善や条例改正を行う。特に<u>議会報告会</u>に関しては、議長が必要と認めたら、ではなく、<u>必ず開催することを書き込み</u>、テーマ別やオンライン形式を含めた柔軟な議会報告会を定期的に開催し、市民との対話と意見交換を行う。	【条例】 小田原市議会基本条例第 7 条第 1 項 【その他】 小田原市議会広報広聴常任委員会申合せ事項 8	会派	・ <u>議会改革推進委員会（平成 30 年 6 月 5 日設置）</u> において議会基本条例の見直しとして議会報告会のあり方について協議され、 <u>現状維持</u> とするとの結論に至っている。	・令和 3 年度以降、議会の説明や報告の側面があることを踏まえ、 <u>議会報告会の一つの形として、毎年小学生を対象に議場見学会を実施</u> している（令和 6 年度実績：19 校）。 ・ <u>議場見学会以外の議会報告会の実施方法</u> を検討する。	
(3) 行政監視機能の強化					
10 行政視察の在り方の見直しについて 〔提案理由〕 行政視察の成果が政策提言に十分に結びついていない。視察の透明性と実効性を高め、議会活動の質向上につなげる。 〔概要説明〕 行政視察の目的と成果を明確化し、<u>政策提言に反映する仕組み</u>を構築する。	【法律】 地方自治法第 100 条第 13 項 【要領】 小田原市議会行政視察執行要領 【慣例】 議会慣例 36 議会慣例 58	会派		・現在「小田原市議会行政視察執行要領」において視察の目的や視察地の選定、視察報告について規定している。 ・「 <u>小田原市議会行政視察執行要領</u> 」の <u>見直し</u> を行い、視察の透明性と実効性を高めるとともに、政策提言に反映する仕組みを盛り込むことを検討する。	

項目	関係する法令等	提案	以前に協議した際の経緯	現状・課題・補足事項	前回の委員会の検討結果 ※議会改革検討委員会（令和3～4年）
(4) 市民に分かりやすい議会					
13 市議会災害対応について [提案理由1] 災害時の議員の役割について、議員の安全を確保するため、参集方法（正副議長及び議会運営正副委員長）や議員の対応及び職務などについて、小田原市議会災害対策対応規程の見直しを行う。 [概要説明1] 小田原市議会災害対策対応規程において、正副議長及び議会運営正副委員長が災害対策本部設置の連絡を受けた後「直ちに」市役所本庁舎に参集することなどについて、見直しを行う。 [提案理由2] 震度5強以上の地震や大規模な風水害等、市が災害対策本部を設置する規模の災害が発生した際、市議会として「議会災害対策会議」を設置し、「市災害対策本部」と連携すること、各議員の行動などをルール化・フロー化した「小田原市議会災害対応マニュアル」の策定を提案する。 [概要説明2] ・災害発生時における議会の機能維持と、議員・議会局の役割を明確にするためのものである。 ・災害発生直後の初動対応、応急対応、復旧対応に加え、新型コロナウイルスやJアラート発令時などの対応も盛り込むべきと考える。 ・災害時の議員の役割として、自身の安否や連絡先等を議会災害対策会議に連絡すること、また、議員は地域活動に従事し、被災情報や必要な支援策等を議会災害対策会議に報告すること等、行動規範を整理する。 ・記載にあたっては行動フローなどを含め、5W1Hの観点「いつ(When)」「どこで(Where)」「誰が(Who)」「何を(What)」「なぜ(Why)」「どのように(How)」の要素を含むこととする。 これらの要素を意識することで、情報伝達の漏れを防ぎ、誤解を減らすことに繋がる。	【規定】小田原市議会災害対策対応規程	議長 会派	・議会改革推進委員会（平成30年6月5日設置）において市議会事業継続計画（BCP）の策定について協議され、本市議会には「小田原市議会災害対応規程」があり、大規模災害等が発生した場合は、個々の議員は同規程に基づき対応することから、当時市議会独自の事業継続計画（BCP）を策定する必要はないとの結論に至っている。	・現在「小田原市議会災害対策対応規程」第2条に、災害対策本部が設置された場合（震度5弱）、正副議長及び議会運営委員会正副委員長はただちに市役所本庁舎に参集することが規定されているが、 <u>職員</u> の参集基準は震度5強となっているため、 <u>これに合わせた基準の変更</u> を含め、参集の基準について検討する。 ・また、災害対策本部が設置されたときに市議会本部を設置すると規定されているが、 <u>柔軟な対応が可能となる「設置できる」規定への変更</u> を検討する。 ・災害発生直後の初動対応、応急対応、復旧対応に加え、 <u>新型コロナウイルスやJアラート発令時などの対応を盛り込んだ、各議員の行動規範を整理した「小田原市議会災害対応マニュアル」の策定</u> を検討する。	

※「項目」の欄における「提案理由」及び「概要説明」については、議長からの諮問に「別紙」として付されていたもの（会派等からの提案内容）をそのまま記載している。
※資料における下線については、資料説明においてポイントとなると思われる箇所について議会局側で付したもの